

スプリンクラー整備 事前協議書類作成についてのポイント

取り急ぎ必要な作業として、具体的には次の①～⑥の事項となります。

①消防署への相談・・・共通別紙7(1)消防署との相談記録により作成

- スプリンクラーの設置対象面積
- 法令上の設備基準との照合
- ポンプユニットの必要性

を確認します。設置予定業者ではなく消防署の指導に従ってください。

②見積書を2社からとる

- 今回のスプリンクラー工事に関する見積書を2社からとり、低い金額の方の見積を今回の申請額のベースとします。

※スプリンクラーに関連しない工事は見積範囲外となります。

③エントリーシートの作成

- ①と②をもとにエントリーシートを作成します。
- 記載に当たって、賃貸借契約書や土地・建物の登記簿等が必要となる場合がありますが、それらの根拠書類は今後も必要になりますので取得しておいてください。
(登記簿謄本等は各1通で構いません。複数必要時はコピーしていただきます。)

④市町村への意見書照会 ※意見書記載は今後の手続です。

- 今後正式に国庫協議申請となった際には、市町村の窓口に行き、「市町村意見書」を作成してもらうことになります。ついては、市町村の窓口担当者に連絡を取っておき、必要な際にすぐ手続していただけるように備えておいてください。

※工事の適正について、土地利用や環境面での法令上等から判断してもらうものです。

⑤自治会や地域住民等への説明

- トラブルを防ぐため近隣住民や地権者にスプリンクラー設置工事について説明し、了解を得るようにしてください。

⑥貸主の同意書(賃貸の場合)

- スプリンクラーについては設置後、8年間は法人の持ち物になり、また財産処分に制限が生じることになります。(事業用途を変えたり他に貸し付ける等の場合、補助金の返還があり得ます。)そのため、賃貸物件に設置する場合、貸主に了解を得る必要があります。前提として、賃貸借契約書に更新・継続規定があることが必要です。

☆ 全体の流れとしては、①～⑥がある程度整理されたら、一覧表に示されているその他の提出書類を作成していくという順序となります。